

和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等による研究実施規程

和歌山県知事

平成21年2月3日 制定

平成21年4月1日 改正

平成22年4月1日 改正

平成24年4月1日 改正

平成30年12月12日 改正

令和2年1月29日 改正

(目的)

第1条 この規程は、試験場等に所属する研究員（以下「研究員」という。）が行う研究のうち、科学研究費補助金及びその他の競争的資金等の公募型の研究資金（以下「補助金」という。）による研究の実施に関し必要な事項を定めることにより、研究の成果を上げるとともに、その普及を図ることを目的とする。

(定義、組織、研究を行う職)

第2条 この規程において「試験場等」とは、農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場及び水産試験場をいう。

2 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは以下のとおりとする。

農業試験場 栽培部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

環境部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

農業試験場暖地園芸センター

園芸部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

育種部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

果樹試験場 栽培部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

環境部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

果樹試験場かき・もも研究所（主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

果樹試験場うめ研究所（主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

畜産試験場 大家畜部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

生産環境部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

畜産試験場養鶏研究所（主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

林業試験場 経営環境部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

木材利用部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

特用林産部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

水産試験場 企画情報部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

資源海洋部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

増養殖部（部長、主任研究員、主査研究員、副主査研究員、研究員）

(研究計画の策定)

第3条 研究員が補助金による研究を行う場合は、自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究員は、あらかじめ、国又は独立行政法人等が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを所属する試験場等の長（以下「場所長」という。）並びに研究推進室長に提出するものとする。

（研究の実施）

第4条 研究員は、補助金による研究を行う場合は、試験場等の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱い）

第5条 研究員が補助金により行った研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

（研究報告の義務）

第6条 補助金による研究を行う研究員は、補助金の制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを場所長並びに研究推進室長に提出するものとする。

（管理等の事務）

第7条 補助金の研究計画調書の取りまとめは研究推進室、補助金の経理管理等の事務は、研究員が所属する試験場等の副場長又は副所長が所掌する。

（法令等の遵守）

第8条 試験場等及び研究員は補助金による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに国又は独立行政法人等が定める各種の補助金に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月29日から施行する。